

令和 7 年 6 月 11 日  
長 崎 県 水 産 部

### くろまぐろの割当量の融通について

五島漁業協同組合長会及び対馬市漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙 1-1 第 5 及び同別紙 1-2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（令和 7 年 3 月 28 日策定）（以下、「県計画」という）第 3 の 6 の規定に基づき海区間の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

#### <融通前>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	141.694 トン	39.265 トン	180.959 トン
対馬海区の小型魚割当量	466.643 トン	18.376 トン	485.019 トン

#### <融通後>

県計画第 3 の 2 の①に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
五島海区の小型魚割当量	134.694 トン	39.265 トン	173.959 トン
対馬海区の小型魚割当量	473.643 トン	18.376 トン	492.019 トン